

氏名(本籍)	田邊真敏(京都府)		
学位の種類	博士(法学)		
学位記番号	博甲第4219号		
学位授与年月日	平成19年3月23日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	ビジネス科学研究科		
学位論文題目	株主間契約の効力と定款自治の限界の再構築 －ベンチャー企業への出資契約の分析を踏まえて－		
主査	筑波大学教授		弥永真生
副査	椋山女学園大学教授	Ph. D.	上田純子
副査	筑波大学教授		大野正道
副査	筑波大学助教授	博士(法学)	徳本穰
副査	筑波大学助教授	修士(法学)	柳明昌

論文の内容の要旨

本論文はベンチャー企業への出資スキームに用いられる契約を考察の手がかりとして、株主が会社法の規定から離れた合意をどの程度形成することができるのかという問題について、株主間契約の効力と定款自治の限界を探ろうとしたものである。

まず、第2章では、株主間契約の効力について、アメリカ、フランス、イギリスにおける議論を分析し、また、日本における判例及び学説の動向を明らかにしようとしている。考察の結果、アメリカにおいては、判例における閉鎖会社法理の形成を背景として株主間契約の有効性が認められるとともに、制定法により株主間契約の有効性が認められてきたこと、及び、株主の信認義務をてこととして少数株主の保護が考えられてきたことと本論文は述べる。他方、フランスにおいては定款自治と株主間契約とがパラレルに考えられてきたこと、イギリスにおいては小規模会社について準組合法理が形成されており、この法理の下では、会社の定款も社員間の契約としての意義を有することなどを確認している。

第3章では、いわゆるシリコンバレー・モデルともいべきベンチャー企業への出資契約の内容を仔細に検討し、分析を加え、アメリカにおいて証券取引委員会に登録する場合などを想定した条項など、実務上用いられている契約条項の内容と意義とを明らかにするとともに、第4章以下における検討のための問題設定を行っている。

本論文の中核をなす第4章では、株主間契約の効力と定款自治の意義とその限界について、比較法を行い、かつ、この問題をめぐる日本における従来の判例・学説を分析した上で、定款自治の範囲と株主間契約の有効性が認められる範囲を重要と考えられる具体的条項について検討している。すなわち、比較制度の対象として、アメリカ、フランス、イギリスを選択し、かつ、付論としてオランダの状況についても言及し、それぞれの国々における判例・学説の動向及びその底流に流れる発想を明らかにしている。いずれの国についても、その国における会社法の強行法規性をめぐる議論を明らかにし、かつ、定款自治が広く認められる新たな(社員の有限責任が認められる)会社形態について、その特徴とそのような会社形態が認められるに至った経緯を把握し、日本法への示唆を得ようとしている。

アメリカについては、いわゆる「法と経済学」的なアプローチからの強行法規論をも視野に入れて、強行法規性については手厚い分析を加えている。また、フランスについては、シラー教授の所説を参考にしつつ、会社法における契約自由の原則というアプローチからどのような議論がされているかを日本でおそらく初めて紹介し、日本法への示唆を得ている。イギリス及びオランダについても、従来、十分には紹介されてこなかった定款自治に関する議論を要領よく紹介している。

日本法の解釈については、明治期以来の会社法の強行法規性をめぐる従来の議論を概観し、かつ整理したうえで、強行法規性が強く認められるか否かの規準として、会社の外部関係と内部関係、閉鎖会社と公開会社、原始定款と定款変更、会社法規定の類型を検討対象とし、会社法規定の類型ごとに定款自治の範囲と有効な株主間契約の条項とを明らかにしようとし、定款自治の範囲と有効な株主間契約の範囲との関係を明らかにしている。すなわち、議決権拘束契約について検討を加えた上で、取締役選任の合意、株式譲渡制限の合意、追加出資・債務保証の合意、利益配当の合意、業務執行の制約の合意、取締役の責任免除の合意及び財務情報の開示に関する合意について、定款自治の範囲と有効な株主間契約中の条項の範囲とについて検討を加えている。

そして、新・会社法がこのような定款自治の範囲と有効な株主間契約の条項の範囲の会社にどのような影響を与えているのかについて考察を行うとともに、合同会社における定款自治の範囲についても若干の考察を加えている。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、ベンチャー企業への出資の実務に携わったという実務経験から得た問題意識を背景として、株式会社における定款自治の範囲と有効な株主間契約条項の範囲とを明らかにしようとするものである。

たしかに、すでに、株主間契約については、森田論文などいくつかの包括的な研究が存在するが、定款自治の限界については、比較法に基づく近時の包括的研究が存在していないことから、定款自治の限界を明らかにしようとした点で本論文にはオリジナリティが認められる。同時に、定款自治の限界と株主間契約条項の有効性の限界との関係を具体的な条項を手がかりに明らかにしようとした点も高く評価できよう。

実務経験を踏まえる一方で、広範な文献渉猟を行い、比較制度から十分な示唆を得ているという点で、研究者としての論文という観点からも高く評価できる内容となっている。そして、比較法の対象として、株主間契約が広く用いられているアメリカとこれと対比される代表的な大陸法系の国としてフランスを選択しており、バランスのとれた比較制度が行われているということが出来る。特にフランスにおける定款自治の限界については、従来、紹介されていない新たな学説の動向を踏まえて詳細に取り上げられており、このテーマに関するわが国における今後の研究に寄与すること大であると思われる。また、イギリスは重要な国であるにもかかわらず、従来、イギリス法における定款自治を取り上げた論稿は必ずしも多くはないということを経験すれば、イギリスを比較制度の対象とした点も適切であったと考えることができる。さらに、オランダにおいては、定款自治が認められる事項について民法（会社法）にある程度詳細な規定がおかれているということを紹介したという点でも、新たな知見をわが国の学界にもたらすものであるといえよう。

もっとも、同じ大陸法系の国とはいえ、フランスとドイツの間には発想の差がありうることを考慮すると、今後、ドイツをも比較法の対象として、本論文をブラッシュアップし、研究成果を世に問うことが期待される。また、比較法から得た示唆と関係的契約論との結びつきがやや不明確であるという課題も残っている。さらに、合同会社における定款自治や平成17年廃止前有限会社法の下での有限会社の定款自治を手がかりとして、公開会社ではない株式会社の定款自治の限界を検討することも必要であろう。

このような課題は残っているものの、本論文は、企業における実務経験に根ざした問題意識に支えられた、

地に足の着いた論文である。この点で、本論文は、実務と比較制度との両方を踏まえた高い独創性と先見性を兼ね備えた論文であり、博士論文にふさわしいものであり、博士（法学）の学位論文に値するものと評価できる。

よって、著者は博士（法学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。